

## (13) いじめ・不登校などの事情に配慮した指定校変更〈3〉

岐阜県大垣市

### 1 地域の概要

大垣市は、日本列島のほぼ中央、濃尾平野の西北部に位置し、西方に伊吹山、南西に養老山地を眺望できる岐阜県第二の都市である。大正7年4月1日に市政を施行し、平成20年4月1日に90周年を迎えた、西濃地域の産業、文化をリードする人口16万人余の中心都市である。

平成18年3月27日、上石津町及び墨俣町と合併し、新しい歴史の一步を踏み出した。上石津町の緑豊かな自然や里山、墨俣町の一夜城や犀川の桜堤など、たくさんの個性や魅力を生かしたまちづくりを進めている。

### 2 指定校変更の許可理由等

#### (1) 内容

小学校で同級生からいじめを受け、不登校となった児童について、中学校入学時に就学先を変更し、新しい環境で学校生活を送れるよう、指定校変更を認めた。

#### (2) 理由

ア 当該児童は、小学校4年生の時に同級生からいじめを受け、5年生になっても同じ児童からにらまれたことなどが原因となり、自分の頭髪を抜くなど精神的に不安定な状況がみられ、6年生の10月まで家に閉じこもって外出できなくなった。

この間、小学校においては、定期的に家庭訪問を行い、また、担任から小学校や中学校の様子を伝えるなど、保護者・児童の意図を直接確認できるよう体制を整えていた。また、当該小学校には常駐のスクールカウンセラーがいなかったため、近くの学校のスクールカウンセラーが児童の心のケアを行っていた。

その後、中学校進学について考え、夕方登校して担任から算数と国語の個別指導を受けることができるようになった。しかし、かつて自分をいじめた者と共に中学校に進学することは、本人の心理的負担が大きく、中学校生活が心配であった。

イ 以上の状況を踏まえ、保護者から、本人のことを考えれば、新しい環境の中で安心して勉強させてやりたいとの申し出があり、在籍校と相談の上で指定学校の変更申請が提出された。

なお、指定校変更申請に際し、本人も「新しい気持ちで勉強や部活に力いっぱい頑張ることを決意します。」と述べており、不登校を克服しようとする意志がみられた。

ウ 教育委員会として、安定した中学校生活を送るためには、指定校変更が適切であると考え、「大垣市立小中学校の通学区域を定める規則の特例に関する取扱要

綱第4条(7)いじめ、不登校、人間関係等の要因により生徒指導上の配慮を必要とする場合で、指定校以外の学校を希望する者に該当すると判断し、定例教育委員会会議に諮った上、指定校の変更を許可した。

### 3 指定校変更を許可した経緯等

#### (1) 指定校変更を許可した経緯

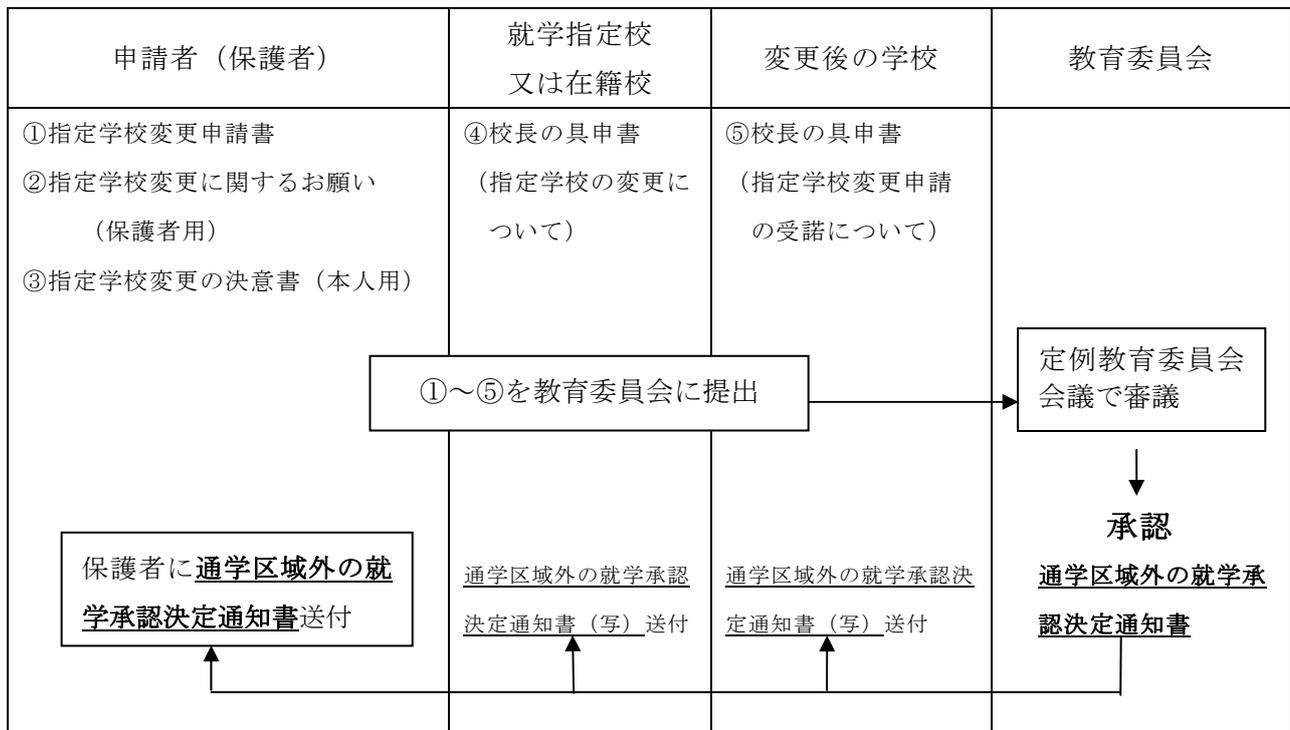
保護者や本人から相談を受けた小学校長は、教育委員会に報告し、中学校入学時に、今までの友達がいない指定校以外の学校への入学が可能であるか相談をした。

教育委員会は、小学校長から、当該児童の中学校入学の際の指定校変更希望について詳しく説明を受けた後、保護者及び本人から意向を聞いた。内容を検討した結果、指定校の変更が妥当であると考え、学校に対して、提出資料等の準備を指示した。

指定学校変更申請書及び校長の具申書等の添付書類が提出された後、定例教育委員会会議に諮って承認を受けた。

なお、指定校変更の基準については、大垣市のホームページへの掲載と併せ、各学校にも周知し、保護者からの相談に適切に対応するよう連携を図っている。

#### (2) 手続の流れ



#### 4 指定校変更許可の実績

いじめ・不登校による就学指定校変更の申し出は年に1～2件程度である。

＜いじめ・不登校を理由にした指定校変更件数の実績＞

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	2	1	2	1

(平成21年10月1日現在)

#### 5 評価等

##### (1) 成果

- ・ 本稿で紹介した事例に関しては、中学校入学後、当該生徒も順調に登校を続けており、学校側も生徒の様子を見守っている状況である。
- ・ 不登校やいじめで苦しむ児童生徒と保護者にとって、指定校変更により新たな道が開けることにつながった。指定校変更を希望した保護者と児童生徒から本制度に対する評価は高い。
- ・ 定例教育委員会で審議された事案については、ほとんどの事例が認められており、教育委員会内における本制度の重要性に対する認識は深い。

##### (2) 留意事項

- ・ 就学指定校変更が本人にとって、本当に改善のきっかけとなるかどうかを判断する必要がある。それには、保護者と学校から正確な状況を聞き取り、事実をしっかりと把握することが求められる。
- ・ いじめや不登校を理由とした就学指定校変更による転校で、不登校が必ず好転するとは限らない。保護者と本人の気持ちにずれがあり、本人の決意がないのに、保護者の焦りから転校した場合、転校先で再び不登校となる可能性も視野に入れる必要がある。
- ・ 受入側の学校に事情を詳しく伝え、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる体制づくりが大切である。具体的には、保護者・本人との懇談や学校内の事前見学などの実施により、新たな環境への適応を支援していくなどの方策を考える必要がある。

— 本事例の問い合わせ先 —

大垣市教育委員会 学校教育課

TEL 0584-81-4111